

政 委 第 19 号

平成 17 年 11 月 14 日

文部科学省独立行政法人評価委員会

委員長 渡 邊 正 太 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹 羽 宇 一 郎

平成 16 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 17 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成 16 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 4 回目の年度評価となりますが、昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人についても評価の対象とされたところです。これらの法人については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2 次意見」という。）、特殊

法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」（16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）」

（17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「財務評価等の関心事項」という。）を踏まえ、また、先の各府省独立行政法人評価委員会委員長との懇談会（以下「委員長懇談会」という。）における意見等も考慮し、中期的観点をも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、効果的・効率的な法人業務運営の観点からの主要な事項に係る指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」や「財務評価等の関心事項」の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、今回、上記の委員長懇談会での意見等も踏まえ、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成16年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見

【独立行政法人教員研修センター】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 各研修の見直しに当たっては、中期目標期間終了時の検討を視野に入れ、研修ごとの参加状況、受講者からの評価結果、地方公共団体のニーズだけにとどまらず、地方公共団体、大学等における現職教職員に対する研修の実施状況を把握・分析し、その結果をも踏まえ、法人における研修の見直しに係る評価を行うべきである。

【独立行政法人科学技術振興機構】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 公募型の研究プロジェクト、文献情報提供事業、研究成果活用プラザ・海外事務所の業務については、他の独立行政法人等の業務及び関連施策との関係を明らかにした上で、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、今後の業務の在り方が明確になるような評価を行うべきである。

【独立行政法人日本学術振興会】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図

っていく必要がある。

- ・ 海外研究連絡センターについては、独立行政法人科学技術振興機構の海外事務所との関係を明らかにするとともに、センターごとに人員体制、経費、活動実績等を把握・分析し、費用対効果の観点から、センターごとに、設置の必要性を含めた今後の運営の在り方について、その方向性を示すような評価を行うべきである。

【独立行政法人宇宙航空研究開発機構】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 組織体制については、統合メリットの発揮に向けた法人における取組の方向を明確にするため、一法人としての組織体制の将来像及びそれに向けた改革の全体像を明らかにした上で、組織（本社、各本部・事業所、施設等）・人員の合理化状況等について把握・分析し、本法人のトップマネジメントによる改善が図られるような評価を行うべきである。
- ・ 関連公益法人等に対する業務の外部委託については、一層の効率化を図る観点から、特殊法人等整理合理化計画をも踏まえ、更なる競争的な契約の拡大可能性に関する検討・取組状況について評価を行うべきである。
- ・ 中期計画に定められた事業については、網羅的に評価を行うべきであるが、特段の事由により評価を行うことができない場合には、評価の透明性を確保する観点から、その旨評価書に記載すべきである。

【独立行政法人日本スポーツ振興センター】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、

中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ スポーツ振興に係る助成金の申請手続のオンライン化については、業務実績が数値目標を大幅に上回っており、目標の評価尺度として変更が必要と認められるため、当該事項に関する実績の推移を踏まえて、適切な対応を求めるべきである。
- ・ スポーツ振興くじによる助成事業については、スポーツ振興投票券の発売等の業務の実施方法の適切性・妥当性について評価するとともに、現行制度の仕組みと財務内容等に関する情報提供の在り方など信頼性の確保に向けた取組について評価すべきである。

【独立行政法人日本芸術文化振興会】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 養成事業・研修事業については、充当されている費用の適切性・妥当性について評価するとともに、修了生の就業状況を把握の上評価を行うべきである。
- ・ 国立劇場等の管理運営の効率化については、諸外国の類似機関との比較検討や各施設の委託先における効率化状況の比較検討のみならず、公立施設における民間委託の状況等も参考にして、比較検討した上で評価を行うべきである。

【日本私立学校振興・共済事業団（助成事業）】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 私学教職員の研修に対する助成事業については、助成金交付先の適切性・合理性及びその助成金額の妥当性に関する評価を行うべきである。

【独立行政法人日本学生支援機構】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 学資金貸与事業における奨学金回収業務の民間委託については、委託前後における回収率や回収額の増減状況及びその原因を把握・分析し、それに要した経費も踏まえ、委託による効果及び改善事項を明らかにするような評価を行うべきである。

【独立行政法人海洋研究開発機構】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 統合時に東京大学海洋研究所から移管された学術研究船については、船舶運航の一元化によるメリットを一層発揮する観点から、本法人における業務遂行上の役割・位置付けの適切性を検証した上で、引き続きその活動状況について評価を行うべきである。

【独立行政法人国立高等専門学校機構】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 評価に当たっては、業務運営の改善に向けた法人としての具体的な取組の検討に資するため、全国55校の高等専門学校ごとの活動実績、財務状況等についても、把握・分析すべきである。
- ・ 評価の結果については、事業年度ごとの経年変化を比較することにより、中期計画の達成状況を判断することができるよう、適切に評価項目を設定すべきである。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 学校教育法に基づく1認証評価機関として実施する認証評価業務については、他の認証評価機関との間における公正な競争環境を確保するため、今後、法人が用意した財務様式に従い一般管理費も含めて他の業務と厳格に区分して経理されるよう、引き続き、その会計処理の適切性について評価すべきである。

【独立行政法人国立大学財務・経営センター】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 施設費貸付事業については、債権管理の状況を含め、その適切性について評価を行うべきである。
- ・ 研修事業・相談事業については、国立大学法人におけるニーズを反映したものとなっているかという視点から、今後の研修の参加状況、参加者の評価、相談件数等の推

移を把握・分析し、評価を行うべきである。

【独立行政法人メディア教育開発センター】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ メディア教材の研究開発等の業務については、国の関連政策との関係、大学・民間等における類似事業の実施状況及び同法人が開発した教材の利用実態等を把握・分析し、評価を行うべきである。

【所管法人共通】

- ・ 平成18年度末で中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。
- ・ 「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」に関する事項において、i) 業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況について財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価が行われていない法人、ii) 中期目標等の主要な業務ごとの財務状況を把握した上での評価が行われていない法人がみられた。これらの法人について、業務運営の効率化の達成状況を財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価、主要な業務ごとの財務状況を附属明細書のセグメント情報等で明らかにした上での評価を行うべきである。
- ・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、独立行政法人を含む公的部門全体の人件費を抑制することとし、こうした

取組を通じ、当該法人に対する運営費交付金等を見直すこととされ、現在、各方面で議論が行われているが、今後の議論の動向も踏まえて、必要な評価を行うべきである。